別紙3

提出書類一覧表（資格喪失）

・「可」マークがある様式は、宮城支部ホームページでダウンロードをしてください。
・「○」…必ず提出 「△」…該当する方のみ提出 「―」…提出不要

対象者区分 ＼ 提出書類		短期給付（健康保険）の手続き					長期給付（年金）の手続き		
		可		可	可	可	可		
		1	2	3	4	5	1	2	2
		組合員異動報告書（退職・死亡・転出用）	資格確認書等 注1	住所変更申告書（組合員用） 注2	短期組合員退職届書	任意継続組合員申出書（希望者） 注3	一般組合員退職届書	遺族厚生年金請求書関係	その他
一般組合員	下記以外の者	○	△	△		△	○		【年金受給権者のみ】 年金受給権者によっては、「一般組合員退職届書」の他に提出書類が必要な場合があります。 それぞれ該当する提出書類が異なることから、宮城支部より所属所宛に書類をお送りします。
	他支部又は他の共済組合への転出者 注4	○	△	△			○		
	死亡したとき	○	△					○ 注:5	
短期組合員	下記以外の者	○	△	△	○	△	公立学校共済組合の長期給付事業は適用されていないため、長期給付（年金）の手続きは**不要**です。		
	他支部又は他の共済組合への転出者 注4	○	△	△	○				
	死亡したとき	○	△						

※ 年度途中の資格喪失に係る提出書類も同様とする。

【注意事項】
注1 資格確認書、組合員証、被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をすべて返却すること。
（経過措置の令和7年12月1日までは、組合員証を回収します。経過措置後の令和7年12月2日以降、組合員証は返却不要です。）
注2 住所変更申告書は、退職後又は転出後に住所変更がある場合のみ提出すること。
注3 公立学校共済組合の任意継続組合員となることを希望する場合は提出すること。なお、任意継続組合員は組合員期間が継続して1年と1日以上あることが要件です。
注4 他支部とは、公立学校共済組合の他支部へ転出するとき。（宮城県以外の都道府県の公立学校への転出者。）
他の共済組合とは…国家公務員共済組合／地方職員共済組合／市町村共済組合／警察共済組合／東京都職員共済組合
指定都市職員共済組合（札幌市・大阪市など）／都市職員共済組合（仙台市など） ※日本私立学校振興・共済事業団は含みません。
注5 宮城支部より所属所宛に書類をお送りします。

こちらの別紙３は、一般組合員及び短期組合員の資格を喪失する場合の提出書類一覧表になります。
種別変更する方（一般組合員→短期組合員、短期組合員→一般組合員）は別紙４を見てください。